

《通所介護重要事項説明書》

【事業の目的】

株式会社グッドスタッフが開設するきらら介護サービスが行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスで指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

【基本方針・運営方針】

きららデイサービス花畑の介護職員等は、要介護・支援等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- 利用者中心の福祉サービスを提供します。
- 福祉・介護の質の向上に常に努力します。
- 地域の医療・福祉機関との密接な連携を大切にします。
- 株式会社グッドスタッフの職員としての自覚を持ち、皆様への接遇を大切にします。

【事業所の名称】

名 称 きららデイサービス花畑
所 在 地 東京都足立区南花畑 4-18-7
電話番号 03-5809-6051
管 理 者 木村 誠

【当センターが提供するサービスについての相談窓口】

電話番号：03 - 5809 -6052

担当部署：デイサービス受付 木村 誠

事業所番号	1372109429
-------	------------

【職員体制（兼務・重複資格職再掲）】

区分・資格	常勤	非常勤	計	備考
管 理 者	1名		1名	生活相談員兼務
生 活 相 談 員	2名	1名	3名	管理者及び 介護職者兼務
機能訓練指導員	2名	名	2名	うち介護職者兼務 1名
看 護 師	名	2名	3名	
介 護 職 員	4名	1名	5名	
そ の 他	名	2名	2名	ドライバー

【センターの設備等】

定員 月曜日～土曜日 25名 食堂兼機能訓練室・静養室・浴室

【営業時間】

午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分

※ 日曜日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は休業日です。

【提供するサービス内容】

(1) 機能訓練 (2) 入浴 (3) 教養娯楽 (4) 生活相談 (5) 食事 (6) 送迎など

【料金】

契約書の中で詳しくご説明いたします。

【サービスの利用方法】

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員よりサービスの提供を受けた後、きららデイサービスの職員がお伺いし、重要事項について説明した後契約を結び、通所介護計画を作成してサービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア.利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにご連絡下さい。

イ.きららデイサービスの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

ウ.自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者（要介護者）が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

エ.その他

- ・きららデイサービスが正当な理由なくサービスを提供しない・守秘義務に反した・利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った等の時、利用者及びご家族より解約の連絡があった場合、すぐにサービスを終了します。
- ・利用者の方がサービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合、又は利用者や、ご家族などがきららデイサービスの職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

※背信行為の具体例

〔 暴力又は乱暴な言動 〕

- ・物を投げつける、叩く
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

〔 セクシャルハラスメント 〕

- ・通所介護従事者の身体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる

- ・通所介護従事者の写真や動画撮影、録音等を無断でする。SNS等に掲載すること
- ・ストーカー行為など

【個人情報の保持】

事業所はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中及び契約後も、第三者に漏らすことはありません。

※ 前項の「サービス提供業務施行に必要な場合」とは、次のとおりです。

- ・利用者のサービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供。
- ・介護支援専門員等との連絡調整において必要となった場合。
- ・サービス提供に関して主治医及び保険者の意見を求める必要のある場合。

※ 前項以外に個人情報を用いる場合は別に同意書による同意を得た上で提供します。

- ・提供に当たって、個人情報の提供は必要最低限とし、関係する者意外の者に漏れることのないように十分注意するとともに、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて記録します。
- ・事業所は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- ・事業所は、利用者の個人情報について事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的をよく理解し個人情報の利用に同意します。

【緊急時及び事故発生時の対応】

事業者は、現に通所介護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

【サービス内容に関する苦情】

- (1) きららデイサービス花畑 相談係
- (2) その他

当センター以外に、足立区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

足立区役所 介護保険課 電話 代表 03 - 3880-5111